

## 委員提出資料

飯尾 委員	P 1
牛尾 委員	P 2
大井 委員	P 3
岡本 委員	P 6
清原 委員	P 7
佐藤 委員	P 11
重川 委員	P 12
達増 委員	P 13
星 委員	P 15
堀田 委員	P 16
御厨 委員	P 18
村井 委員	P 19
横山 委員	P 25
吉田 委員	P 28

資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

飯尾 潤

ページ	テーマ	意見
2	地域づくり個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点市街地整備事業などを活用するほか、積極的な誘導によって、復興する市街地の中心部に病院やショッピングセンターなど人が集まる施設が立地させる積極性が必要ではないか。</li> <li>・広い市街地の復興事業では、合意のとれた地域から先に復興工事に入れるように、区域を分割して、復興実施計画を策定することも選択肢とすべきである。</li> <li>・復興が実感でき、誇りの持てるマチやムラにするためには、景観への配慮も欠かせないので、移転計画や現地再建計画が固まり建物の設計に入る段階になる頃には、統一的な基準によって優れた景観へと誘導できるよう、景観協定などの策定も考えるべきである。</li> </ul>
3-4	地域経済の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の地域の強みを作るためには、密な産業集積が有効であるので、地域ごとに具体的な特区申請などを行って、特色ある製造業等の立地をねらう試みを支援すべきである。</li> <li>・農業の大規模化や高付加価値を強力に推進する際には、数年先の状況だけでなく、高齢化の進展など10年後の地域の姿を見据えて、将来への転換計画を内包した計画を策定していくべきである。</li> <li>・農業の高度化に関して、地域の復興に応じて、水産加工業の再建や観光振興策などと連携しながら、六次産業化への道筋をつける方途を模索すべきである。</li> </ul>
6	除染賠償等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染に必要な仮置き場等の設置については、住民の合意の形成度合いに応じて、中間貯蔵所や最終処分場との関係を柔軟に考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>
6	避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県内外に広く散在する避難者の支援のためには、情報通信技術の積極的活用が望まれる。すでにこうした事業に着手した市町村に対しては、有効なソフト開発などを積極的に支援して、実効性を確保するとともに、ほかの市町村にも利用を広げていくための支援策を考えるべきである。</li> </ul>

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

牛尾陽子

ページ	テーマ	意見
3	地域経済の再生 ～産業復興	どの被災地においても、若者や子育て世代の人口流失が特に深刻となっている。緊急雇用対策は一定の効果をあげてはいるが、これからはより継続的な雇用の提供・創出＝産業再生が、速やかな復興の大前提となる。勿論被災者自身の自助努力は不可欠である。だが、産業用地の確保や商店街再生支援、あるいは起業支援を行うことにより、将来に不安を抱えている被災者に希望とやる気を喚起し、 <u>復興のスピードが加速</u> するであろう。
8	その他 人的支援	復旧と異なり、復興過程においては、専門家（弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、建築士、医療関係）へのニーズが高まってきている。こうした民間の専門家の現地派遣、あるいは地元の人材の活用の仕組み作りが求められている。
8	その他 総論 既存制度や財源 の弾力的運用	復旧・復興過程において、現行の法制度等の枠組みの中だけで処理しようという対応が少なくない。そのため、被災地のニーズに応えることができなかつたり、復興の進展を阻害することになったりしている。千年に一度といえるような大災害からの復興であるので、もう少し弾力的な運用をしていただけることを、被災地は望んでいる。 一例として、相続登記関係、個人情報保護、景観規制区域、文化財保護など
その他として	復興庁によるレビュー	討議用資料として「委員からの意見全体像」をまとめていただいて、感謝いたします。できれば、それに加えて、復興庁として発足以来のレビュー（自己評価）もまとめていただければ、さらに議論が充実するのではないかと考えます。
その他として	中間報告と平成25年度予算について	現在のスケジュールでは、9月目途が一応中間報告のまとめとなっているが、平成25年度予算編成と中間報告の関連はどうか。中間報告の内容が予算編成において十分に盛り込まれることを、委員としては期待しています

資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

委員 大井 誠 治

ページ	テ ー マ	意見
4	産業・雇用関係 1 地域経済の再生 水産 (修正)	<u>全ての漁港を早期に復旧することが不可欠。</u> 行政の目線だけで集約化や復旧の優先順位をつけるのではなく、漁港に営まれている漁業形態に応じた復旧を図るべき。 <u>また、生コン等の資材不足により復興が遅れることのないよう、資材の手当てについて、全国的な視野に立って対応することが必要。</u>
4	産業・雇用関係 1 地域経済の再生 水産 (修正)	漁船・漁具や増産養殖施設の再建は、建設業者等の対応に限界があり、時間を要する。本格復旧が成し遂げられるまで、継続的な支援が必要。 <u>特に、漁船・漁具については、造船・漁具資材のメーカー等が需要に対応できるように、メーカー等へ供給体制の増強を強く働き掛けることが必要。</u>
4	産業・雇用関係 1 地域経済の再生 水産 (追加)	流通・加工業の施設整備については、地盤沈下等の課題があり、本格復旧には時間を要することから、引き続きグループ補助金や復興交付金の支援を行うほか、販路の再確保、地盤の嵩上げ等への支援も強力に行うことが必要。
4	産業・雇用関係 1 地域経済の再生 水産 (追加)	次代を担う漁業担い手の確保のため、若青年漁業者や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続・強化することが必要。
6	原子力災害関係 1 暮らせる環境 の回復、除染賠償等 (修正)	<u>国・東京電力に対しては、原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すことを強く求めるとともに、水産物の安全性の確保及び風評被害対策を強力に講じる必要がある。</u>
6	風評被害 1 情報提供 理解促進 (追加)	放射能汚染水流失防止対策と原発事故の収束は、国の責任のもと同時並行的に早期解決すべきである。 国の責任において、以下のような具体的な取り組みを通じ、徹底的なリスク・コミュニケーションを実施すべき。 ・100ベクレルの安全性について、国の責任を持って国民へ一元的に情報提供 ・国民との継続的な対話集会の実施などのリスク・コミュニケーション ・水産物等の安全性をアピールする冊子を作成し、国民へ周知 ・リスク・コミュニケーションに係るシステム構築（官邸で専門家集団を構成）

# 水産業復興への提言

平成24年6月11日  
岩手県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 大井誠治

## 1 岩手県水産業の復旧状況

壊滅的な被害を受けた岩手県の水産業は、国及び全国の皆様のご支援と関係者一体となった取組により、徐々に復旧しているところですが、漁船の復旧は、被害隻数の29%、養殖施設は42%、水揚げ量は57%、水産加工場の整備は一部再開を含めても58%となっているほか、漁港については、応急復旧によって使用は可能となっているものの、完全な復旧には未だ年数を要する状況であり、**復興は、まだまだ途上にあります。**

また、復興が進むにつれ、新たな課題として、**漁船・漁具の供給不足や漁港工事の生コン等の資材、技術者等の不足が懸念され復興のスピードを遅らせる要因となっております。**

被災地の基幹産業である水産業が本格的に復興するためには、**支援の継続・強化、復興に伴い生じる課題等への迅速かつ的確な対応を行い、早期に復興を成し遂げることが必要となっております。**

復旧状況

施設名	被災数又は被災前の状況(A)	復旧状況(B)	復旧割合(B/A)	備考
漁船	13,271 隻	3,793 隻	29%	H24.3 月末現在
養殖施設	25,841 台	10,905 台	42%	〃
水揚げ量	138 千トン(H22)	78 千トン(H23)	57%	H22 と H23 の比較
水産加工場	156 カ所	90 カ所(推計)	58%	H24.3 月末現在

## 2 今後の復興に向けての提言

### (1) 漁業と流通加工業の一体となった復興のための支援の継続

被災地の沿岸地域は、漁業、流通・加工業や、水産関連施設の多くが立地しており、漁船が係留されている漁港と漁業者が生活する漁村もまた一体で成り立っており、このうち1つでも復旧が遅れると水産業の衰退につながってしまいます。

水産業が真の復興を成し遂げるためには、**漁業と流通・加工業が一体となって復興しなければならず、引き続き総合的な支援を行うことが必要であります。**

### (2) 漁協再建への支援

漁業協同組合は、地域の水産業及び漁村の核となり、組合員の生産と生活を支えており、かつ、地域の安全、環境保全などの地域活動の中心となっていることから、**漁協や関係団体の事業推進機能の回復・強化を図るほか、漁村復興の希望拠点としての漁協事務所の本格的な新設整備の支援が必要であります。**

(3) **漁船・漁具の早期復旧**

大震災による集中需要に、限られた期間に造船・漁具資材等のメーカー、艀装代理店等が応じられない実態にあり、復興のスピードを阻害する要因となっていることから、**引き続き造船メーカー等に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけるとともに、漁船が整備されるまで継続した支援を行う必要があります。**

(4) **つくり育てる漁業の振興**

被災地の沿岸漁業は、秋サケ、アワビ、ウニ、養殖ワカメなどの「つくり育てる漁業」が主体であり、「つくり育てる漁業」の復興が水産業再建への重要な役割を担っていることから、**生産の基本となる漁場の回復、種苗生産施設、サケふ化場及び養殖施設の再建が早期に実現するよう支援を継続する必要があります。**

(5) **流通・加工業への支援**

漁業と両輪である流通・加工業の施設整備については、地盤沈下や土地の確保などの課題があり、本格復旧には時間を要する状況となっており、**引き続きグループ補助金や復興交付金の支援が必要なほか、販路を再度確保するための取組や地盤の嵩上げ等への支援も強力に行う必要があります。**

(6) **漁業担い手の育成・確保**

水産業が将来にわたり持続的に営まれていくためには、次代を担う漁業の担い手の確保・育成が重要であります。このため、**若青年漁業者や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続・強化する必要があります。**

(7) **漁港の早期整備**

被災地の沿岸漁業は、小規模零細漁業者が多数を占め集落ごとに漁業が営まれていることから、**全ての漁港を早期に復旧することが必要不可欠であります。**また、最近は、土木工事の集中発注により、生コン等の資材不足が懸念されており、**資材不足により復興が遅れることのないよう、資材の手当については全国的な視野に立って対応することが必要となっております。**

(8) **原発事故への対応**

原子力発電事故による放射線の影響や汚染水の海中放出により、水産物に与える影響や風評被害が生じており、国・東京電力においては、**原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すとともに、水産物の安全性の確保及び風評被害対策を強力に講じる必要があります。**

「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

岡本 行夫

ページ	テーマ	意見
1	地域づくりへの 考え方  〈理念〉	スピード化のためには、緊急復興事業として土工量を極力少なくする施工が望ましい。「節約した工事」こそが早期の復旧・復興を可能にする。 ----- 沈下した地盤を <u>全域にわたって</u> 嵩上げすることは不可能である。沈下市街地や海浜近傍地の一部にあつては沈下を受け入れ、沼沢地、入江、船溜まりなどとして利用することを考える。
	地域づくりへの 考え方  〈住民による 街づくり〉	嵩上げが必要な地区については、嵩上げの高さと坪単価を設定したうえで工事を民間に委託することも認めるべきである。 ----- 復旧・復興のために民間事業者の発意で行う排水施設整備・地盤嵩上げ工事等は、緊急復旧事業と同様に「施越（せごし）工事」として補助対象とすべきである。
2	復興事業の推進  〈柔軟な制度運用〉	漁村集落は職住近接の故に高齢者・女性も生産活動に参加してきた。住民の合意が得られない漁村集落については、避難場所を確保できる限り、集団移転は無理に適用すべきではない。
3	がれき処理  〈分別・活用〉	一部のがれきについては、横浜山下公園や神戸麻耶埠頭等と同様、海面埋め立てに用いてはどうか。新造地に産業を誘致できるし、困窮する漁民に漁業補償を与えることにもなる。
4	地域経済の再生 〈運輸（新設）〉	復興資材の輸送に海上輸送を積極的に利用すべきである。港湾での雇用創出、倉庫の活用、道路事情の緩和にもつながる。
6	原子力災害関係 〈風評被害〉	現在の福島県主要都市の放射線量は韓国などより低いと聞く。国は福島県に重点的に国際会議を招致し安全性のPRに努めてはどうか。
9	〈交付金〉	【「交付金付与にあたっては個人補助との境を柔軟に扱ってほしい」との記述（私の意見と承知）を次の通り書き換え】 漁業、農業はそもそも個人事業。今回の補助は個人の「資産形成」ではなく「資産回復」である。グループ事業と個人事業の境界にある事業も補助対象としてやってほしい。
	〈復興庁への期待〉	復興庁は、被災地に対し、大学、国立高専、研究所、訓練用空港等の誘致、海外交流の促進、博覧会開催など、国でなければ考えられない構想を提示し推進してほしい。

資料3「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

清原 桂子

ページ	テーマ	意見
P5 P6	A) 被災者 1 人ひとりに届 く情報への工 夫	<p>・情報がなく、被災者の声が反映されないのがストレス ・全体に意思決定が遅くスピード感なく、毎日苦痛、せめて月 1 回は進捗状況を知りたい ・土地を金にかえて自宅再建に役立てたいが、測量したあと何の話もなく、光が見えず不安 ・今、一番ほしいのは町（市）の情報。いつになったら帰れるのか、町（市）は今どうなっていて、どんな動きをしているのか。（市町外・県外避難者） ・復興への全体像がわからない</p> <p>①「月に 1 回は市職員から直接情報がききたい」という声もあったが、業務量が激増している行政職員では人手が不足→仮設住宅支援員はもとより、地域のリーダーや NPO、企業、店舗、などのなかで手をあげてもらい、情報推進員の役割を担ってもらうことも有効。情報推進員への情報提供・説明会を随時実施。情報紙印刷費等実費助成も検討。ユーザーサイドからのわかりやすい表現・説明も可能に。（例）南三陸町・すばらしい歌津をつくる協議会の「一燈」（毎月）など</p> <p>②各種相談窓口に多く寄せられる相談内容について、Q&amp;A の形で、広報紙の活用やマスメディア等の協力も得て発信。</p> <p>③市町外・県外避難者に対して、広域避難者向け情報紙の定期的発送（避難先都道府県や支援団体の協力を得ることも）や、フリーダイヤルによる相談なども（こうした業務のための被災者の臨時的雇用など）。避難先でのお茶の会参加や災害復興公営住宅入居者募集等にも有効。</p>
P1 P5 P7 P8	B) 総合的なま ちづくりへ、 プロセスを共 有する住民参 画のしくみ	<p>・行政からは、すでに決まったことの説明会になっている ・私の土地がいくらで、いつ、どうなるのか、みんなが思っていること ・アンケートに答えても、忘れた頃新聞に載るだけ ・高台移転は医療・福祉などを含むまちづくりとしてやるべき。移転、護岸、公営住宅、道路、鉄道などがタテ割でトータルなまちづくりにならない ・やるなら楽しく、自由に意見が言えるようにしてほしい ・大人たちが支援を受け続けていることを子どもたちに見せるのでなく、自分たちで取り組んでいるところを見せたい ・被災前は週 2~3 回利用できていたデイサービスが週 1 回しか利用できなくなり、辛い。まちづくりにこうしたことも入れてほしい。</p>

		<p>①地域包括ケアや子育て支援を、復興まちづくりと一体的に検討していくために、住民や福祉・子育て施設、医療機関、商店、行政等によるワークショップなどを重ねることが大切。</p> <p>○その際、第三者である専門家の支援を受けられる「地域づくり支援事業（専門家派遣事業）」の活用等を普及。</p> <p>○住民においては、女性や若者等の参画を得るために、女性部会や若者部会で意見交換することも有効。</p> <p>○まちづくりに未経験の行政職員の参画型・体験型研修の充実。</p> <p>②プロセスそのものが地域のヨコのつながり、世代間のタテのつながりをつくるコミュニティづくりのための重要な機会としての位置づけ。次世代を担う子どもたちの参画・発表等も大切。</p> <p>③住民、行政職員等が、他地域の取組状況を知り、情報共有やネットワーク化を図るための、フォーラムや事例発表・交流会の積極的実施。</p>
P4	C) しごとづくりをまちづくりとあわせて	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 集団移転の 100 坪では、漁業や自営の店ができない ・ 個人商店や小さい農家への支援が手薄 ・ 仮設商店街ができるまで 7 か月半無収入だったが、決め事がなくても毎週集まって顔をあわせて頑張れた ・ 子どもがいるが、今は漁業で食べられず、土建業をしている。子ども世代の仕事がなかったら、高台に移転して、誰を守るのか ・ 人口流出をくいとめるには、仕事だ ・ 今の計画に商店街の場所がない ・ 風評被害</p> </div> <p>①災害復旧事業や防災集団移転促進事業と、生業（しごと）に関する事業が一体的に取り組めるよう、国・県・市町が一緒に調整。</p> <p>②このたびの震災後広がっている、特定の個店等の取組に賛同する個人・企業等が IT を活用して寄付する仕組みを支援。</p> <p>③被災者支援のしごと等の臨時的雇用を確保。</p> <p>④女性や高齢者等によるコミュニティビジネスの活動を支援。（例）登米市南方第 2 仮設・はまゆり会の「復興三地蔵」づくりなど。</p> <p>生きがいしごとサポートセンターやリレーマーケットの NPO 委託、コミュニティビジネス・ゼミナールや立ち上がり経費助成等も有効。</p> <p>⑤復興需要はもとより、今後の期待がかかる太陽光や風力、小水力など再生可能エネルギーの普及について、地域経済の活性化に確実につながるよう、地元中小企業や地元金融機関をまきこんだスキームを工夫。</p>

<p>P 5</p>	<p>D) 被災者の今を支える取組</p>	<p>・何の目標もなく毎日ただ寝て、起きて、食べるだけという生活は辛い          ・弁当つめて、傘もって、前の家のあたりに行って1日過ごす          ・仮設に街灯ない、トイレのドアが中押しタイプで出入りしにくい、じやり道の舗装幅が狭く車いすの幅ぎりぎり、など          ・公社住宅等みなし仮設も不具合だらけだが、言っても返事が返ってこず、心が折れる。仮設より置き去りにされている          ・自治会で音楽祭などやりたいが、活動費がない          ・病気がすすんでいる          ・早く仮設を出て、本当の安心がほしい          ・子どもが余震があると気を失って倒れる          ・友達が散り散りになり、遊び場が仮設住宅になった子どもたちの遊び場が必要          ・支援活動を継続してきた NPO が資金が続かなくなっている          ・帰るか帰らないか、賠償や除染のこともあり、目途がつかないのが辛い。母子避難者は、経済的にも家族が離れ離れになっていることも、厳しい。(県外避難者)</p> <p>①仮設住宅、みなし仮設住宅について、不具合や不便をきき、現在の生活が、できる限り暮らしやすくなるよう、ともに考え対応。</p> <p>②A) 情報が得られること、B) まちづくりのプロセスへの参画、C) しごと、とともに、地域の子育て支援や仮設のお茶の会の世話などボランティア活動への参加が、生きがいくくりと仲間づくりにつながることも多い。気軽にボランティア活動に参加できるしくみと声かけが大切。</p> <p>③自治会、また、外部からの NPO、ともに、ボランティア活動や文化活動のための資金が厳しく、民間・行政含めた支援のしくみが必要。</p> <p>④高齢者はもちろん、一見元気に見える子どもたち等を含めた心のケアや健康相談について、設置されたところのケアセンターと地域保健システムとの連携、看護協会と協働した出前健康相談システム等の強化。</p> <p>⑤県外避難者について、避難する選択も避難しない選択も尊重することを明示、避難先自治体や支援団体等と連携し、避難先でのネットワークづくりや、母子避難グループの活動支援などを行う。</p>
<p>P 2 P 9</p>	<p>E) 制度を活かすための、きめ細かなオーダーメイドの相談と対応</p>	<p>・中小企業基盤整備機構の仮設店舗整備が、鍵をもらってから床板をはずして内装で、1か月の時間と金が無駄に(←事前の相談可能)。保健所の規制も厳しく、しかもあとからその話があった          ・保安林解除になぜ6か月もかかるのか          ・牡蠣の処理をする場をつくるのに保健所の規制とカサ上げがネックに          ・被災者雇用の枠が正社員しかなく、子どもがいきなりフルタイムは厳しい(←雇用創出基金事業はパートタイムも可)          ・こっちの許可はおりたけど、次はここと1つずつ壁が出てきて気持ちが萎える          ・電話しても、たらい回しで返事がない</p>

		<p>①関係機関含めて各相談窓口が、支援策の全体像を知って、最新の情報で支援策をどう組み合わせるかについて相談にのれるよう、相談員のヨコ割での継続的研修、ケーススタディを実施。</p> <p>②レディメードでなく、利用者サイドにあわせたオーダーメイドの相談と、パッケージでの情報提供。まずは相談窓口へと、ニューメディア、オールドメディア（口コミ、回覧板、ちらし等）あわせてアピール。</p> <p>③制度の使い勝手については、現場の柔軟な運用とともに、現場の声をききながら改善を重ねる。即答できないことや検討中のこと、できないこと等についても、状況を随時返答。</p>
<p>P8 P9</p>	<p>F) 復興を推進する体制と基盤整備</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・行政の人に回ってもらって、生の声をきいてほしい ・当事者の声が届いていない ・仮設の期限や雇用創出基金事業の期限のあとどうなるのか不安 ・日本の未来を創り出す実験室と、ポジティブに考えたい</p> </div> <p>①行政職員の人手不足に対し、応援職員、被災地内外のOB職員や民間からの任期付き雇用、地元からの臨時的雇用、等を組み合わせた対応を支援。</p> <p>②被災地はもとより全国で活動が広がっている、団体、NPO、企業、など民間の力との協働のしくみをさらに充実。</p> <p>③復興を成し遂げていく力は結局「人」であり、被災者、支援者、専門家、行政等がヨコで出会い、face to face の関係を結びながら対策を協議できる常設の拠点や、被災者と行政の間にたち、現場に出向いて被災者のニーズを把握し行政に提言できる第三者機関の設置が有効。</p> <p>④地方自治体が、各地域の実情に即して迅速かつきめ細かなソフト事業が展開できるよう、復興基金等財政措置を行うとともに、取り組みの事業例について情報を発信・共有し、他自治体も参考とできるようにすべき。</p>
	<p>★柱のたてかたについて</p>	<p>○「その他」という分野づけは、避けるべき。</p> <p>○「〈地域づくり関係〉 1. 地域づくりへの考え方」の「住民によるまちづくり」、「〈くらしの再生関係〉 1. 被災者支援 2. 医療、介護、福祉の体制整備 3. 文化振興」、「〈その他〉 1. ベストプラクティス 2. 人的支援、ボランティア」は、内容的には一体的にとらえられる。</p> <p>○「震災関連死」という表題が、「被災者支援」の項に入っているのは違和感。</p>

内は、被災地での意見交換会で出された意見

## 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

委員：福島県知事 佐藤 雄平

ページ	テーマ	意見
6	1. 暮らせる環境の回復－除染賠償等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除染対策事業交付金の十分な予算措置と実情に応じた柔軟な予算執行が可能となる仕組みづくりが必要。</li> <li>○ （放射性物質を含む）災害廃棄物や下水汚泥、焼却灰等の適正な処理及び処理施設の確保に向けて、国・県・市町村が連携し、安全性に関する住民理解を得るための手法等を検討する必要がある。</li> </ul>
6	1. 暮らせる環境の回復－除染賠償等	<p>文言の修正（下線部を追加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>除染に当たり仮置き場の確保が課題であり、放射能に対する住民の不安を払しょくする必要があることから、国・県・市町村が連携して効果的に住民理解を促進するための手法等を検討する必要がある。</u></li> </ul>
6	1. 暮らせる環境の回復－除染賠償等	<p>文言の修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常磐線の復旧に向けて国が責任を持って、<u>地元自治体や東日本旅客鉄道株式会社に対して直接支援すべき。</u></li> </ul>
6	2. 原子力災害の被災者や自治体への支援	<p>文言の修正。</p> <p>原文：16万人の<u>県外避難者</u>に対する国、県、市町村が一体となった支援が必要。          修正：現行の法制度では原子力災害による避難者支援に十分対応しきれていないことから、<u>16万人を超える避難者（うち、県外避難者は6万人超）の実態に見合った支援が確実かつ迅速になされるようにすべき。</u></p>
6	2. 原子力災害の被災者や自治体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県外も含めた受入自治体等による避難者支援策に対する財源措置が必要。</li> </ul>
7	3. 風評被害－情報提供・理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都では、福島県産品の販売、PRなどを展開するキャンペーンを継続して実施。このような支援の輪が連鎖的に広がるような仕組み、働き掛けが必要。</li> </ul>
9	3. 特区制度・交付金・基金－交付金	<p>文言の修正（下線部を追加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算配分について、被害の大きい沿岸部に予算が優先的に配分されることになっているため、内陸部市町村に不満がたまっている。<u>特に福島県は、原子力事故への対応に伴って、内陸部市町村においても財政負担が増大するなどの特殊事情を抱えていることから、将来的にこれを解消する配慮が必要。</u></li> </ul>

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

重川 希志依

ページ	テーマ	意見
5	被災者支援 「仮設住宅の生活環境」に加え	民間賃貸住宅借上げ仮設に居住する被災者数は、応急仮設住宅居住者を上回っている。現状では民賃仮設居住者は、被災者同士のコミュニティに属していない場合が多く、また、行政を初めとした各種の被災者支援情報に接しにくい(情報障害に陥っている)。今後、具体的な復興のための各種まちづくり事業が始まると、これまで以上に様々な情報のやり取りが必要となることを前提にすると、民賃仮設居住者への情報伝達手段の多様化を図るとともに、健康管理や心のケアを含めた支援策を担う人材の拡充が求められる。(現段階では、緊急雇用による自治体職員やボランティアなどが中心となっている)。
5	被災者支援 「健康管理や心のケア」	被災地では被災者支援のみならず、平常業務を同時に遂行していく必要がある。このため被災地においては、看護師や保健師の数が極めて不足しており、予算を確保しても、人材を集めることができないという課題に直面している。健康管理や心のケアを支援できる人材(たとえば傾聴ボランティアなどは既に活動を支援している)を育成し、活動に従事できる仕組みを作ることが必要である。「個別には、様々な予算を使いながら被災地の市民ボランティアなどを活用し、健康管理や心のケアの支援活動が進められているが、被災自治体が活用しやすいように、さらに明確な制度として位置づけるべきではないかと考えます」

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

岩手県知事 達増拓也

ページ	テーマ	意見
P.1	1. 地域づくりへの考え方	<p>(広域調整)</p> <p>鉄道は、安全で確実な公共交通機関として地域住民、特に、高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であり、観光路線としても欠かすことができない交通手段となっていることから、国において、JRの復旧を促進すべきである。</p>
P.2	2. 土地区画整理事業・防災集団移転促進事業等の復興事業の推進	<p>(総論)</p> <p>防災集団移転促進事業と漁業集落防災機能強化は、制度も目的自体は異なるが、被災者の目から見れば、等しく移転をする事業にもかかわらず、住宅購入、建設に対する補助（利子補給）において、大きな差異が生じており、制度間の格差をなくす必要がある。</p>
P.4	1. 地域経済の再生	<p>(水産)</p> <p>漁港を早期に復旧する必要があるが、生コン等の資材不足の問題が顕在化している。また漁船・漁具については、造船・漁具資材のメーカー等が需要に対応できるよう、供給体制を増強するための国の支援が必要である。</p> <p>本県の漁業は、比較的小さな漁船を使う沿岸漁業や養殖漁業がほとんどであるが、その漁船等修理を扱う共同施設についての支援はなく、制度の隙間となっており、こうした被災地の実情に応じた制度の柔軟な運用、拡充、新設が必要。</p>
P.6	3. 風評被害	<p>(情報提供理解促進)</p> <p>放射線で汚染されていないものも風評被害により事実上販売が不可能になるなど、畜産農家や生産者は、深刻な状況となっている。また、風評被害については、農林水産物にとどまらず、修学旅行の予約キャンセルなど観光産業へも波及しており、原因者であり事業者の東京電力がこの全ての放射能汚染について責任があり、損害賠償をすべきである。</p>
P.7	災害の記録と伝承関係	<p>(手法)</p> <p>東日本大震災の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最もふさわしい地区に整備すべきである。</p> <p>○ 国として、オールジャパンや世界に、被災地の現状を情報発信し続け、災害の記憶の風化を防ぐべきである。</p>

P.8	2. 人的支援 ボランティア	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、国、自治体等の関係機関による職員派遣など、継続した人的支援の強化が必要である。</li> </ul>
P.9	3. 特区制度 交付金 基金	<p>(交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興交付金においては、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置が必要である。</li> <li>○ 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財源措置等について、平成 25 年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じる必要がある。</li> </ul> <p>(基金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた事業が一層加速するよう、追加的な財政措置を講じる必要がある。</li> </ul>

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

星 光一郎

ページ	テーマ	意見
1	地域づくりへの 考え方  理念	<p>地域包括ケアのあり方について、理想的なシステムを構築し実施して行くとすれば、ある程度の住民数と市町村内の核になる大きな医療・介護事業所機関等の存在、もしくは、県内都市部や大学等からの専門職の派遣等（赤字を飲みこんでくれる大きな機関が必要となると思われるので、報酬の論議とともに、小規模事業者の将来像も見据えながら潰れないよう進めていく必要がある。</p> <p>適正、必要な賠償は必要であるが、働くモチベーションが下がってしまい人材不足といわれる中、就業雇用に結びついていない状況の改善を図るべきである。</p>
1	住民によるまち づくり	最初の意見は、大変同感である。
3	4. 復興を支える 者の宿舎不足	福島県においては、兎に角除染を推し進め、安全が確保され安心して帰還できることを望んでいる。戻って来る住民を迎え入れる準備が必要でありそれを支えてくれる作業員や医療・介護福祉従事者の手配等、復旧復興、帰還へ導く施策とともに、同時進行でどんどん進めてほしい。
4	2. 仕事の確保	総論、手法の2番目、その通りだと思います。(再掲)
5	2. まちづくりを 契機とした医療、 介護、福祉の体制 整備	地域包括ケア(再掲)

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

委員 堀田 力

ページ	テーマ	意見
	全体について	報告書は、直接的には被災自治体及び国の復興事務担当者、間接的には被災住民に役立つものでなければならない。 そのために、その内容は、現状を踏まえた提言を核とするものであってほしい。
	報告書の構成案	1. 復興をスピードアップするための提言 （1）地震・津波災害からの復興 （2）原子力災害からの復興 2. 住民の望む町に復興するための提言 （1）生活関係 （2）産業・雇用関係 （3）その他 3. 原子力災害のため帰れない住民への対応に関する提言 4. その他
	第2次特区法案	行政手続きに時間がかかり過ぎている。 被災自治体の実務担当者の要望をまとめ、第2次特区法案をまとめられよ。 例えば、文化財保護法、景観法、個人情報保護法、不動産登記法、道路運送法、土地区画整理法など。
	スピードアップ	国は、復興に関する行政の判断をスピードアップするため、各行政機関及びその構成員の行う意思決定（行政処分を含む）に期限を設けてほしい。 （例）決定を行うにつき調査を必要としない意思決定は即日とする等
	スピードアップ	個人や企業の生活や事業に関係する行政措置について見通しを聞かれた時は、その時点で最大限可能な見通しを伝えるよう、自治体及び復興関係事務を行う機関を指導すること。 （例えば、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助金に係わる中小企業基盤整備機構の事務遂行について見通しが示されないなど）
P 1	住民によるまちづくり	居住地に関するまちづくりは、全住民に対し、まちづくり協議会（但し、会の呼称は自由）で意見を述べる権利を保障したうえ、住民側から出る案と行政側の案とをキャッチボール方式で交換しながら進める方式を指導されたい。

P 1	住民によるまちづくり	<p>防潮堤は、居住できる地域の範囲や景観その他に決定的影響を与える。また、学校の設置場所も、住民の暮らしに大きく影響する。にもかかわらず、両者の設置について住民の意向が聴取されていない自治体が多い。</p> <p>早急に、住民の意向聴取をすべきである。</p>
P 5	地域包括ケア	<p>復興庁と厚労省は、多機能の災害公営住宅や共生型複合住宅、定期巡回随時対応型訪問介護看護などのモデル的実例を光ディスク等に作成し、被災各地のまちづくり協議会に提供されたい。</p>
P 6	県外避難者支援	<p>帰宅困難地域の出身者について、その家の墓の移転について支援が必要。</p>

平成24年8月1日

## 東日本大震災の記録の収集・保存について

御厨 貴

東日本大震災に関しては、公的な部門をはじめ、民間や大学等の様々な媒体において、多くの記録が残されている。今回の大震災を後世に引き継ぐため、これらを収集・保存することが重要である。

既に、国立国会図書館や民間等で取組が進められはじめているものの、十分な対応が行われているとはいえない状況にある。

また、福島原子力災害に関する記録について、事故調査に関しては、国会、政府、民間などから報告がだされており、これらも集約、整理する必要がある。

以上を踏まえると、国立国会図書館をはじめ、関係府省が協力しながら、政府一体となって、東日本大震災の収集・保存等（アーカイブ）を推進するための体制を検討する必要があるのではないか。

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

委員 村井 嘉浩

ページ	テーマ	意見
2	地域づくり関係 2 土地区画整理事業・防災集団移転促進事業等の復興事業の推進	<p>防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外で移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところである。</p> <p>しかし、これらの事業は復興交付金の対象とならないため、各市町では、震災復興基金や市町単独費を充当する予定であるが、大きな地元負担が生じることとなり、復興まちづくり事業及び被災者の住宅再建の支障となる恐れもあるため、住宅再建に関する市町の独自支援策について、復興交付金の自由度の拡大や震災復興基金への追加交付など財源の確保が必要である。</p>
3	産業・雇用関係 1 地域経済の再生 総論	<p>国においては、国管理空港の民間への運営委託を可能とする法律案が今国会に提出され、空港経営改革に向けた具体化が進められている。</p> <p>こうした動きを捉え、宮城県では、震災からの本格復興の契機とすべく、仙台空港を核とした地域の活性化に向け、民間企業を交えた検討会を設置し、検討を進めている。</p> <p>この仙台空港の経営改革の実現には、国、県及び民間企業を始めとする多様な利害関係者間の調整が不可欠であることから、それにかかる必要な財政的支援など国の積極的な協力を求める。</p>
3	産業・雇用関係 1 地域経済の再生	<p>グループ補助金の平成24年度第5次募集では、147グループから1,400億円を超える要望があり、平成24年度の予算規模では到底対応できないものであった。</p> <p>甚大な被害を受けた沿岸部では、現在になって復旧事業そのものに着手し始めた被災企業も多数あり、今なお本補助金のニーズは高く、被災企業の復旧・復興の支援に必要不可欠であることから、本補助金の継続的な実施及び予算の拡充をお願いする。</p> <p>また、本補助金の既交付決定事業者においては、建築制限や地盤改良等の土地利用の課題、資材の高騰・供給不足等の要因により、本年度中の事業完了が困難であることから、次年度以降への繰り越しについても認めていただくなど、事業期間の延長についても柔軟に対応していただきたい。</p>

ページ	テーマ	意見
4	産業・雇用関係 2 しごとの確保	<p>事業復興型雇用創出事業の助成対象となる期間について、制度拡充をお願いしたい。</p> <p>(事業復興型雇用創出事業については、平成23年11月21日以降に雇い入れた者が対象となっていることから、震災発生後から平成23年11月20日までの間に雇い入れた者が助成対象となっておらず、業務の再開に早期に取り組み、被災者等を雇用した事業者が助成を受けられないのは不公平であるとの声が多数寄せられており、助成対象者に加える必要がある。</p> <p>さらに、この助成金は、平成24年度末までに事業を開始することが支給を受けるための要件となっているが、地盤沈下の復旧対策がなかなか進んでいない沿岸地域などでは、平成24年度末までの事業の開始が極めて困難であることから、平成25年度以降に事業を開始した事業所も助成対象とする必要がある。)</p>
5	くらしの再生関係 1 被災者支援	<p>東日本大震災により、県外に避難をされた方々が、1年を経過してもなお宮城県だけでも約9千人(全国避難者情報システムに基づく人数)おり、避難先は全国に及んでいる。避難先での生活が長期化することが見込まれることから、不慣れな土地で生活する避難者が安心して生活できるよう継続的かつ総合的な支援が行われる必要がある。</p> <p>また、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求めるとともに、被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう、全国避難者情報システムへの登録を促す広報の実施を求める。</p>
6	原子力災害関係 3. 風評被害	<p>原発事故に関する風評被害の損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」では、牛肉とその加工品が対象となっている。</p> <p>その他「中間指針」に盛り込まれていない品目については、生産者側が原発事故との因果関係を明確に証明することを求められているが、立証は困難である。</p> <p>そのため、原発事故によってもたらされる、あらゆる風評被害について、その全てを賠償の対象とし、審査会が定める指針に早急に明示すべきである。</p>

ページ	テーマ	意見
6	原子力災害関係 3. 風評被害	<p>国は、宮城県民に対する風評被害の損害賠償が迅速に行われ、早期の復興につながるよう、宮城県内の風評被害が原子力損害であることを原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に明示すべきではないか。</p>
8	その他 2 人的支援 ボランティア	<p>現在、宮城県及び被災市町においては、国や全国の自治体からの人的支援を得て、復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、本県をはじめ、特に被災市町において、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施しなければならず、現在の人員体制では事業の推進が極めて厳しいことが見込まれる。</p> <p>土木技術職員をはじめとする、現場で実務を担当する職員の更なる確保が必要不可欠な状況にあることから、総務省や国土交通省などを通じて、全国の自治体に協力を要請しているところであるが、いまだ必要人員の確保ができていない。</p> <p>そのため、各市町における職員不足の解消に向けた取組には限界があることも踏まえ、6月、県と沿岸15市町から成る「市町村震災関係職員確保連絡会議」を設置したところである。</p> <p>依然として沿岸被災市町のマンパワー不足は深刻な状況にあり、職員の確保が喫緊の課題となっている。</p>
8	その他 3 特区制度・ 交付金・基金 総論	<p>未曾有の被害を受けた今回の震災からの復興に当たっては、個々の被災地方公共団体の対応能力を大きく超える財源が必要となることから、復興交付金や震災復興特別交付税をはじめとする手厚い財政支援措置が平成25年度以降も継続されなければ、復興施策の着実な推進に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>被災県として復興交付金や震災復興特別交付税をはじめとする手厚い財政支援措置の継続と総額の確保が必要であると考えている。</p>
8	その他 3 特区制度 交付金 基金	<p>沿岸地域では土地の嵩上げ等の事業用地の造成が進んでいないため、復興特区制度の指定期限の延長が必要ではないか。また、復興特区制度の目玉である新規立地促進税制について、要件が厳しいとの意見もあることから、制度をより活用しやすくなるよう、適用要件の緩和が必要ではないか。</p>

## 復旧・復興のための必要な主な取組について

### 宮 城 県

#### 1 被災者の生活支援について

震災から 500 日以上経過した現在でも宮城県内では約 4 万 9 千戸の応急仮設住宅等に約 12 万 7 千人の被災者の方々が生活され、また、修繕を待つ被災住家で生活される数万の方々がおり、サポートセンターが仮設住宅を中心に民間借り上げ住宅や被災住宅へ対応範囲を徐々に拡大しつつ、見守り、生活や健康に関する相談、交流サロンの実施等を行っている。仮設住宅等での生活の長期化は避けがたい状況にあり、被災者の健康状態の把握、心のケアなどの様々な支援をきめ細やかに実施しなければならない。生活の不安を解消するためには、医療機関や社会教育機関の復興が急務である。被災者は個々に大震災により様々な課題を抱えることになったことから、支援に当たっては、長期的に保健師や看護師、さらには NPO 等民間支援団体等の多くのマンパワーとノウハウが必要である。

また、県外に避難された方々に対し、県内在住者と変わらぬよう避難先の区市町村等の協力を得て支援を行う必要がある（「全国避難者情報システム」（総務省）では、県外避難者は 8,854 人（平成 24 年 7 月 5 日現在））。

##### 【必要となる取組】

- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び契約手法等の簡素合理化
- 応急仮設住宅の住環境の充実
- 県外避難者の把握と情報及び行政サービスの格差解消
- 医療機関・社会教育機関の早期復旧
- 被災者支援に関わる NPO 等民間支援団体への活動に対する財政支援
- 被災者（児）の心のケア支援事業の継続と専門医等の確保
- 二重ローン問題（住宅ローン等）の解消
- 災害廃棄物の処理の推進
- 地域公共交通の充実としての JR 各線の早期復旧

#### 2 恒久住宅の整備について

応急仮設住宅等で仮住まいをされている方々が一日も早く恒久住宅に入居できるよう、市町と一体となって災害公営住宅の整備や災害に強いまちづくりに取り組む。

災害公営住宅については、平成 27 年度までの 5 年間で約 15,000 戸を整備する計画で、これまで、9 市町、19 地区、1,617 戸について事業着手している。

防災集団移転促進事業は 12 市町の 200 地区、被災市街地復興土地区画整理事業は 11 市町の 33 地区で計画している。

##### 【必要となる取組】

- 災害公営住宅用地の確保と取得・造成費補助の平成 26 年度以降の継続
- 被災市町の災害公営住宅整備ノウハウ・マンパワー不足への対応
- 津波復興拠点整備事業における採択要件（箇所数、面積）の制限緩和
- 移転対象地区とその対象外地区の被災者間における住宅再建支援格差の是正

### 3 被災企業の再開や民間投資促進等による雇用の場の確保について

被災者の方々が生活再建を果たすためには、安定した雇用の場が得られることが不可欠であることから、被災した企業や壊滅的な被害を受けた農林水産業の早期復興が急務である。

また、ものづくり産業の更なる集積やクリーンエネルギーなどの次代を担う新産業の育成にあたっては、復興特区制度を最大限活用するなどして民間投資を積極的に呼び込み、雇用の場の創出を図るとともに、多様なビジネスを創造するための起業化支援が必要である。

#### 【必要となる取組】

- グループ補助金の継続的な実施と本県への重点的な予算配分（更なるニーズ拡大への対応）
- 産業系用地整備への支援制度の創設
- 漁港施設用地の嵩上げ
- 被災された方々の雇用の維持・確保
  - ・被災企業の再開に向けた雇用維持支援
  - ・必要な求人の確保と安定的な雇用機会の創出
  - ・雇用のミスマッチの解消  
（「事業復興型雇用創出事業」の制度拡充、「被災者雇用開発助成金」に係る対象労働者の要件緩和など）
  - ・観光ビジネスの復興
  - ・ビジネスマッチングの機会の拡充
- 起業化支援の充実
- 二重ローン問題の解消（産業復興機構及び㈱東日本大震災事業者再生支援機構による支援拡充）

### 4 東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

放射性物質を含んだ稲わらや汚泥などの処理のほか、風評被害や賠償問題など解決されていない課題が山積しており、国による早急な対策が必要である。被災県としては、農林水産物への放射能の影響について安全性の確認と周知に引き続き取り組むとともに、学校や保育所等の給食用食材の放射能検査体制整備など、県民の健康への不安払拭に努める。

#### 【必要となる取組】

- 県内 9 市町の汚染状況重点調査地域での除染に伴って生じる除去土壌の処理
- 原子力損害の被害者に対する速やかな損害賠償金の支払
- 農林水産業・観光業等の風評被害対策（風評被害に係る損害賠償が迅速かつ確実になされるよう「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」に早急に明示）
- 農林水産物（食用）中の放射性物質の新基準による影響の対策
  - ・基準値を超える農林水産物の増加への対策
  - ・基準値以下の食品に対する風評被害への対策
- 消費者（特に本県の農林水産物の主要な消費地である首都圏等の消費者）の放射性物質に対する不安解消（分かりやすい情報発信・県産農林水産物の信頼性向上）

## 5 復旧・復興に必要な財政支援の継続について

未曾有の被害を受けた今回の大震災からの復興は長期間にわたることになることから、個々の被災地方公共団体の対応能力を大きく超える財源が必要となる。復興交付金や震災復興特別交付税をはじめとする手厚い財政支援措置が平成 25 年度以降も継続されなければ、復興施策の着実な推進に支障をきたすことが大いに懸念される。

被災県としては、国による復興交付金や震災復興特別交付税をはじめとする手厚い財政支援措置の継続と総額の確保が必要である。

### 【必要となる取組】

- 平成 25 年度以降における財政支援の継続
- 東日本大震災復興交付金の予算確保及び弾力的運用
- 復興基金に対する財政支援措置の拡充

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

横山 英子

ページ	テーマ	意見
1	1. 地域づくりへの考え方	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「住民によるまちづくり」は容易に実践できるものではない。</li> <li>2. 行政用語が羅列している提案書を、即時に理解できる住民は少ない。住民からの要望があった場合、多くは現行の法律と条例、制度のもとに、出来ない理由をのべ、行政側からの提案を通そうとする場合が多い。</li> <li>3. 震災前から、まちの問題点を住民とともに解決してきたまちと、そうではないまちとの格差がある。</li> <li>4. 住民側に建築士や弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの専門家がアドバイザーとしている地域と、そうでない地域とで、住民の意志の反映のされ方に格差がある。</li> </ol> <p>解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「住民によるまちづくり」は震災以前からの、課題であった。行政側 v s 住民側という対立軸ではなく、共にまちをつくっていく同志であることを忘れてはならないと思う。行政の方々も、一住民であることを意識し、出来ない理由を挙げる前に、柔軟な制度運用をすることで、住民の意志を叶える努力をするべきである。</li> <li>2. 住民側も、法律や条例、制度を知る努力が必要である。そのためには、建築士、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの専門家が住民の意見を引き出し、まとめ、カタチにするアドバイザーとして必要である。既存の派遣制度の活用だけではなく、各県の復興基金からも捻出するべきである。</li> <li>3. 住民側も批判だけではなく、対案を作成し、行政側に提案していくべきである。そのためにも2. で述べた専門家の存在は必須である。</li> <li>4. 一律的なまちづくりではなく、その地域らしいまちづくりをすることは、住民の意志を反映すると同時に、住民も責任を持つということでもある。防潮堤の在り方はまさしく、その地域がどのように生きていくかの重要な問題である。国や県主導ではなく、住民の意志を十分に取り入れ、市町村主導で進めるべきである。</li> </ol>

2	2. 土地区画整理事業・防災集団移転促進事業等の復興事業の推進	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の合意形成に至っていない地域が多い。</li> <li>2. 住居、店舗、工場などの生活基盤整備が遅すぎる。</li> </ol> <p>解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路や防潮堤などの土木工事も大切であるが、生活基盤整備を優先的に進めるべきである。</li> <li>2. 1を実現するために障壁になっている法律や条例、制度がある場合、平時のルールではない柔軟な制度運用をするべきである。</li> <li>3. 災害復興公営住宅の建設に関しては、一律なものではなく、仮設住宅建設時における格差や不具合が起きぬよう、地域の特性（住民の風土・文化）を取り入れた住宅を提供するべきである。</li> </ol>
4	産業・雇用関係	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. しごとの確保に関して、グループ補助金など、一定以上の規模の事業主に対する補助金や助成制度はあるが、個人事業主や零細企業に対する支援施策が少ない。</li> </ol> <p>解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. グループ補助金申請の際の商工会議所経営指導員のように、個人事業主や零細企業に対する助成金申請をサポートする仕組みが必要である。</li> </ol>
4	再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災市町村の復興計画のなかに、再生可能なエネルギーの活用が盛り込まれているが、各地域に委ねるには、情報やデータが不十分ではないか。</li> </ol> <p>解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域ごとに地域の特性に合ったエネルギー計画を策定するべきであるが、研究途上の分野であるので、国家プロジェクトとして、ともに研究会開発を進めるなど、早急に決めることなく、腰を据えた支援が必要である。</li> <li>2. 原子力発電の代替という考えだけではなく、従来のエネルギー政策のエネルギーコストの削減・エネルギーセキュリティの確保・温室効果ガス排出抑制などの環境政策の三つの柱を鑑みる必要があるのではないか。</li> </ol>
5	くらしの再生関係	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域により、仮設住宅の生活環境の格差が生じている。引きこもりや、未来に希望を見出せない方々（特に高齢者）が増えている。</li> </ol> <p>解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮設住宅での生活の長期化が明確になっている現状、早急に生活環境</li> </ol>

		改善をする必要がある。災害復興公営住宅の早期建設も重要であるが、高齢者に関しては、特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホームなど、民営もふくめて、整備するべきである。
--	--	--

## その他

今回提出された意見全体像は、委員各々の意見が網羅されているのみで、検証も施されず、解決策が記されていない。

中間報告はこのようなカタチではなく、国・各県・各市町村で行っている施策との検証をふまえた上で、推進委員会として、積極的な解決策を盛り込んだものにしていただきたい。

国民に対して、被災地では、復興はもとより、復旧すら進んでいないという事実を知らしめていただきたい。被災地と被災者への定点観測、追跡調査を行っている各県の報道各社の協力を得、アーカイブでなく、現実的な進捗状況や変化を発信していくことも、推進委員会としての大切な任務であると思う。

以上

### 資料3 「委員からの意見全体像（討議用資料）」に対する意見

吉田文和

ページ	テーマ	意見
1	地域づくりのへの考え方	<p>▽地域の再生を最重点に掲げ、そのために①住居の再生②産業の再生③就業の再生—に集中的に取り組んでもらいたい</p> <p>▽その際「被災者の当事者性」は重要</p> <p>▽復興庁、各県など行政機関の人員には限りがあり、住民が率先して進める動機づけ、誘因策をとるべきだ。民間のイニシアティブを行政が支援する態勢づくりに重点を置く。被災住民に対し街づくりの情報提供を制度化・効率化するなどの仕組みを整備する必要がある</p>
2	土地区画整備事業	<p>▽住民の帰還には住居の確保が大前提</p> <p>▽帰還用の土地を確保するため、土地収用をはじめ民事関係の手続きを簡素化する立法措置を急ぐ必要がある。福島第1原発問題によって厳しい条件下に置かれている福島県はもとより、宮城、岩手の被災地でも高台集団移転、復興住宅建設が遅々として進んでいない。被災住民が早急に地元に戻らなければ地域再生は画餅に終わる</p> <p>▽国交省が「街づくりの進め方」という合意形成ガイダンスを作成している。地域の合意形成を促す仕掛けづくり、人材の確保を急ぐべきだ</p>
4	しごとの確保	<p>▽仕事がなければ帰還が実現しても、地域社会は持続性を確保できない</p> <p>▽復興を自らの手で成し遂げるという考え方に立ち、就労を促す方策に力を入れるべき。失業手当の特例支給は、経過措置として必要としても、職業訓練、就労支援に重点を移していくべきだ</p> <p>▽緊急雇用創出事業基金をはじめ、被災地の雇用を生み出す事業に雇用面から支援を行っているが、その効果を明確にする必要がある。正確なデータに基づいた産業・雇用政策を講じていかなければ、資金のムダづかいになる</p> <p>▽地域経済の核となる企業を早期に復活させるため、単独企業でも補助可能とする</p> <p>▽地域の事情に精通した組織（例えば商工会議所）を積極的に活用してはどうだろうか</p> <p>▽若者を呼び込む施策を実施しているだろうが、その効果を点検し、不足があれば新たな方策を検討してもらいたい</p>

その他 ①復興予算の執行状況の把握と評価	<p>▽国民の税金である復興予算の執行状況を確認する。政策効果を再評価し、問題点があれば現場に戻して、改善するというプロセスを明確にする必要がある。こうした仕掛けをオープンな形で実施してもらいたい</p> <p>▽政策評価の上で、予算配分の見直し、人員の再配置を随時行うべきだ。復興予算は国民の大事な税金であり、復興とは無関係だったり、効果が薄かったり、無駄な使われ方をしていないか厳密に点検する必要がある</p> <p>▽このような政策評価は、各関係機関の利害を排除するためデータに基づき客観的、科学的に行う必要がある。そのため、各省庁、各地方自治体が持っているデータを復興庁が一元的に管理する仕組みを構築するべきだ</p>	
その他 ②復興推進委員会の活動	<p>▽短期と中期の課題について整理する。その上で、早期に必要な改善点について提起し、政府の対応を求める</p> <p>▽大震災の復興を単なる復旧にとどめず、高齢化社会に立ち向かう新たなモデルを示す等、復興構想会議が掲げた復興の理念を確認するのも推進委の重要な役割だ。当面の課題に最大限の資源を投入するのは当然だが、一方で長期的な課題を明示するのもわれわれの責任と考える</p>	